

基本編

1 運動部活動の意義

(1) 運動部活動の意義

運動部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導の下に自主的・自発的に運動やスポーツを行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有しています。また、運動部活動は、同好の生徒によって自主性を重んじて行われることで、生徒同士が互いに協力し合って友情を深めるなど、望ましい人間関係の涵養に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツに親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものです。

(2) 学校教育活動の一環としての運動部活動

学習指導要領解説（保健体育・体育編）には、部活動の位置づけが示されており、各校においては、部活動を学校教育活動の一環として教育課程との関連を図りながら実施することとされています。

運動部活動が果たしてきた役割

- すべての生徒に生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくり
- 体力の向上と健康の増進
- 種目の選択、施設・設備の利用確保
- 豊かな人間性の育成
- 生徒の喜びや生きがい
- 明るく充実した学校生活の展開 など

中学校学習指導要領 高等学校学習指導要領

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

2 運動部活動指導者（顧問）の役割

※ 運動部活動指導者（顧問）【以下、指導者という。】

（1）生徒個々の把握

生徒の興味・関心、日常の身体面及び精神面の状態、家庭環境や経済状態、生活習慣などの把握に努め、生徒の個性や生活状況を十分理解した上で部活動の指導に当たるとともに、自主的・自発的な活動を促し、発達段階に応じた生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などが育成されるよう指導することが大切です。

→（P13「個人部活動ノート」参照）

（2）活動計画の立案と実践

運動部活動の意義や目的を踏まえ、チームまたは個人の勝利や自己記録向上等の目的を達成するため、生徒との合意形成を図りながら適切な活動計画を立案します。活動に当たっては、生徒が計画を十分理解した上で活動できるよう、ていねいに説明し、指導することが望ましい結果に繋がります。

また、安全面に十分配慮するとともに、生徒個々の体力、能力に合わせて専門的な技術指導を行います。

→（P14「指導計画の作成」参照）

→（P16「運動部活動の計画的な指導」参照）

（3）安全面の管理

近年も運動部活動中に生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を保障するためには学校全体としての万全な体制づくりが必要です。指導者は、各生徒の発達段階、体力、技術習得状況等を把握し、計画的な活動及び無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設・設備、用具等の定期的な安全点検、事故が起こった場合の対応マニュアルの確認、医療機関・関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。

やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問と連携、協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示しておくことや部活動日誌等により活動内容や状況を事後把握すること等が必要です。また、生徒自らが日頃から練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解したりしておくことが望まれます。

(4) 集団活動の管理

部活動は、学級や学年を離れて生徒が自主的に活動を展開することにより、協調性や連帯感の涵養を図るものですが、一方で、部活動内において、活動内容とは無関係の不適切な上下関係が発生し、上級生等による暴力行為やいじめ等が見られることもあるため、部内の生徒同士の人間関係が適切に保たれるよう活動中はもちろん、学校生活全般において留意が必要となります。

(5) 部活動に係る経費の管理

生徒会費等による学校からの部活動予算については、適切に管理し、物品購入の業者選定等についても公正に行わなければなりません。また、活動に関する経費（ユニフォーム代・合宿遠征費等）を徴収する際には、保護者や生徒の加重負担とならないよう十分に配慮するとともに、各校の校内回議の手順に従って、徴収理由や金額の根拠等を明確にした依頼文書をもって通知しなければなりません。徴収後は、領収書を発行するとともに、適切な決算報告をする必要があります。

→ (P44「Q4」参照)

(6) 校外での活動に関する配慮や指導

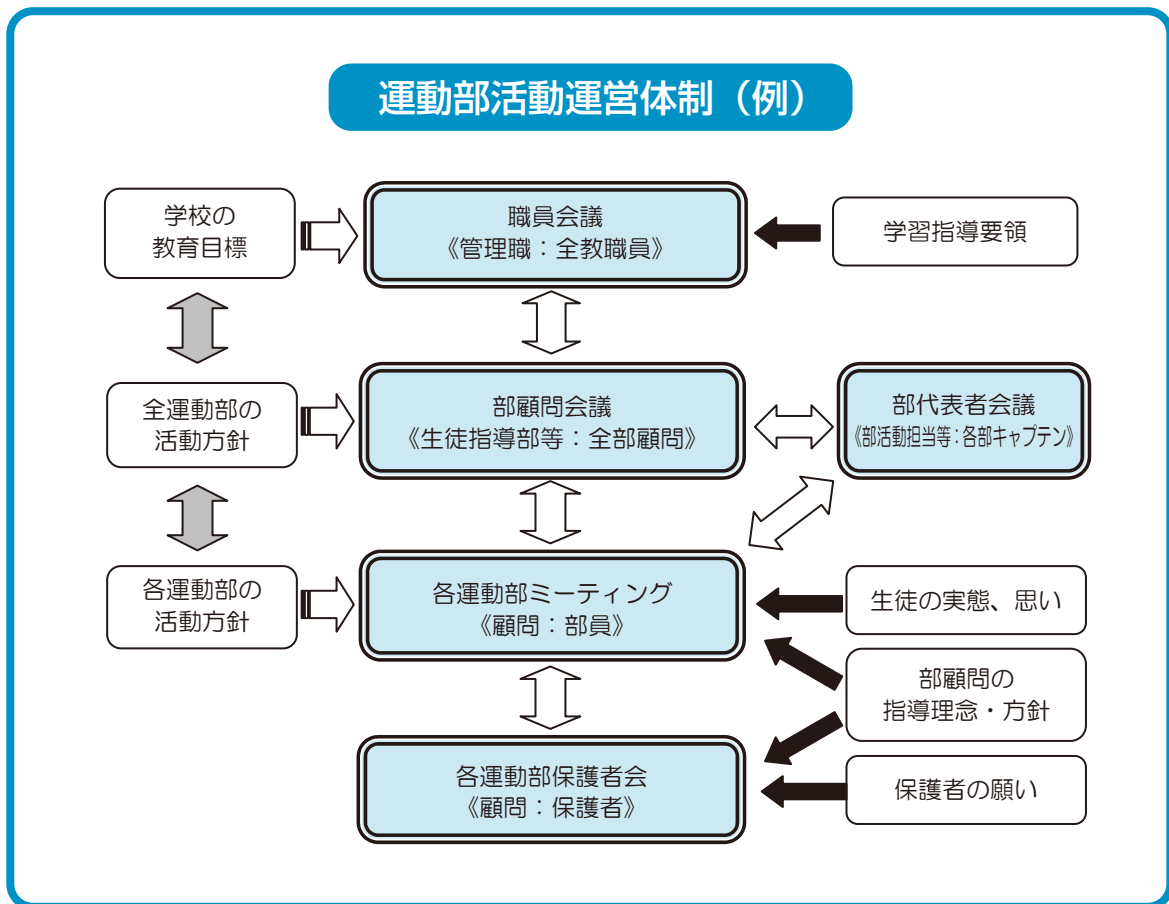
公式大会や練習試合、合同練習等、校外で活動する際には、生徒及び保護者に対して、その活動目的や活動場所・活動時間、さらには利用交通機関、交通費等について事前に連絡しておく必要があります。また、行き帰りの交通安全に十分配慮するとともに、一般の人の迷惑にならないように指導することが大切です。



3 運動部活動活性化に向けた校内体制の構築

(1) 学校組織全体での運営

運動部活動は、学校教育の一環として行われるものであることから、その運営や指導については顧問のみに任せることなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方等について情報共有するとともに、顧問会議等を開催し、教職員間で運営や指導の方法についての意見交流や研究を深めることが必要です。



(2) 安全で適切な部活動のために

部活動が生徒の体力、精神力及び社会性を身に付ける活動であることを踏まえて、校内体制として可能な限り顧問を複数配置し、部活動が安全で適切に運営されるよう配慮することが大切です。また、管理職は各部の活動状況の把握に努め、各顧問は適宜、管理職への活動報告を行うことが必要です。

4 部活動におけるスクール・セクハラ、体罰等の防止

(1) 開かれた活動

部活動は、閉鎖的な状況での活動となりがちですが、生徒の自主的な活動であることを踏まえ実施されるべきもので、指導者の個人的な考えや方針により不適切な活動にならないように十分留意しなければなりません。そのためには、各部の活動に対して、管理職や同僚の教職員が適切な指導や助言が行えるよう校内体制を整える必要があります。

(2) スクール・セクハラの防止

指導者と生徒の人間関係の中で、親しさを表すつもり発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があります。不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、個々の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければなりません。個人指導の際には、他の生徒や教職員の前で行うことを原則とし、その指導を受けている生徒が不快感を持つような発言や身体的接触は絶対に避けなければなりません。さらに、合宿等の際、指導者の部屋で生徒と二人きりになって指導するようなことや、特に用事もないのに部員の部屋に入ったりすることは厳に慎まなければなりません。

また、学校組織としては、鋭い人権感覚を養うための校内研修を実施するなど、スクール・セクハラを未然に防止するとともに、生徒及び保護者が相談しやすい窓口や校内体制を常に整備しておくことが必要です。

(3) 体罰等の防止

体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではありません。また、体罰等は、直接受けた生徒の身体と心を傷つけるだけでなく、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。さらに、生徒と指導者の間の信頼関係を壊すだけでなく、保護者や地域の学校・教職員に対する信頼も失わせるものです。

体罰等を防止するため、指導者は自分が意図する、しないにかかわらず、生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識しておく必要があり、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築しなければなりません。さらに、いかなる行為が体罰等に当たるかについての考え方を正しく理解し、機会あるごとに自身の体罰等に関する認識を再確認することが必要であり、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持つことが重要です。

学校組織としては、部活動指導を一人の指導者に任せきりにしたり、特定の教職員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、管理職や部活動全般を担当する教職員を中心に、指導体制を常にチェックし見直すことが必要です。さらに、保護者等とも運動部活動における体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を共有するために、保護者会等を通じて学校や指導者の活動目標や方針、指導の在り方について理解を求めることが望まれます。

→ (P8「指導者用「チェックシート」」参照)

→ (P9「「チェック項目」確認シート」参照)

体罰の問題点

〈一般的な問題点〉

指導者が常についていて練習やトレーニングをやらされないとできない指示待ち人間になる可能性が高い。(自分で考えられない指示待ち選手は、競技パフォーマンスが低下し、自律した人間を育てるという学校教育の目標とは反対の方向です)
スポーツメンタルサポートの範囲

平成25年5月21日 運動部活動指導者特別研修会
奈良教育大学 岡澤祥訓 教授 資料より

5 運動部活動指導における家庭、地域社会との連携・協力

(1) 家庭や地域社会との連携・協力

学校及び各運動部は「ホームページ」や「部活動通信」等により、活動方針や内容について、家庭や地域に積極的に情報発信し、相互理解を深め、連携協力していくことが大切です。また、定期的に保護者会を実施することで、様々な情報交換や保護者のニーズを把握することができます。

相互の理解を深めた上で、必要に応じて地域の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ団体等や校種間（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）の連携を図り、生徒の技術的、精神的な成長を促すよう心掛けることが大切です。

(2) 外部指導者との連携・協力

顧問が専門的な技術指導を実施できない場合は、専門性を有する地域の外部指導者の協力を得ることにより、さらなる生徒の技術力向上を目指すことができます。

その際には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問と外部指導者との間で十分な調整を行い、外部指導者の理解を得るとともに、相互に情報を共有し連携・協力することが必要です。顧問は、必要に応じて外部指導者に適切な指示を行うなど、部活動指導が外部指導者に任せきりとならないよう十分に留意しなければなりません。

また、指導、健康管理において地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義であると考えられます。

指導者用「チェックシート」

あなたの指導方法等について、一度チェックしてみましょう！
チェックが付いた項目について、確認シートで改めて見つめ直しましょう。

指導の在り方について

- 1□ いくら言っても、要求される動きや技能が身に付かないのは、生徒の気持ちや態度に「甘さ」があるためで、徹底して追い込み、乗り越えさせることが成長への近道である。
- 2□ 試合には絶対に負けたくないし、何としても勝ちたいので、厳しい指導は当然であり、頭ごなしに生徒を叱（しか）りつける。
- 3□ 自分自身の競技力にも指導力にも自信があるので、他の教職員や保護者等の意見はほとんど聞く気持ちがない。
- 4□ 勝つためには練習が不可欠なので、基本的に休養日などは不要である。
- 5□ 運動部活動では、規律や挨拶・言葉遣いが重要であるので、部の方針にそぐわない生徒や規律違反した生徒に対する「罰則（罰走や丸刈り等）」は当然である。
- 6□ 指導において、熱い思いから言葉遣いがきつくなる（荒くなる）ことはやむを得ない。また、生徒も当然理解してくれている。
- 7□ 試合や大会で負けると、指導者として「指導の在り方」を振り返る以前に、生徒のミスや欠点ばかりが目につき、生徒を怒ってしまう。
- 8□ 全体的に練習がだらけてミスが相次ぐなど、明らかに集中力が欠けていたりしている時には、事故や怪我の可能性も高いことから、ムードを引き締める必要がある。そのためには、特定の生徒をターゲットに叱りつける方法がより効果的である。

セクハラに関することについて

- 9□ 特定の部員を多く指導することがある。
- 10□ 異性の部員を個別指導する際に、個室（密室状態）で行うことがある。
- 11□ 異性の部員を指導する際に、仕方なく身体に触れることがある。

部活動に関わる金銭の管理等について

- 12□ 各家庭等から金銭（部費等）を徴収する際に、正式な依頼文書で通知していないことがある。
- 13□ 部費の会計管理は、すべて自分（顧問）一人で行っている。
- 14□ 徴収した金銭（部費等）について、会計報告を定期的に行っていない。

「チェック項目」確認シート

チェックが付いた項目について確認し、見直し・改善しましょう！

- 1 いくら言っても、要求される動きや技能が身に付かないのは、生徒の「つまずいているポイント」が明確になっていないのではありませんか？「やれ！やれ！」を繰り返すのではなく、「何をどうするのか」といった具体的な指示はしていますか？生徒の気持ちや態度にだけ原因を求めず、再度、自らの指導内容を点検し、生徒と対話してみましょう。
- 2 指導者として「試合に負けたくない、何としても勝ちたい。」という思いは理解できますが、生徒の考えや気持ちはどうでしょうか？指導者だけの世界観にとどまることなく、生徒とともに目標を再確認するなど、生徒の自主性をより尊重しましょう。
- 3 あなたの競技力はさておき、指導者としての自信の根拠は何ですか？根拠のない自信は、過信につながるので、多くの指導者や周りの教職員、保護者等の意見に耳を傾けたり、指導者研修会等にも積極的に参加しましょう。必ず大きな「気付き」があると思われます。
- 4 運動部活動は、生徒の自主活動であり、健全な学校生活の上に成り立ちます。生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫し、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮しなければなりません。指導者自身の健康管理も含めて、最低でも週1日は休養日を設けましょう。
- 5 運動部活動を通じて、協調性、責任感、連帯感などを育成し、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることは重要です。規律や約束事を遵守させることは、生徒の責任感や連帯感の涵養につながることから、時には毅然とした指導も必要となります。しかしながら、規律違反等をした生徒に安易に「罰則」を与えることによって改善を図ろうとすることは、はき違えると体罰につながる恐れもあります。時間をかけて、粘り強く対話を通じて指導するなど、生徒の内面からの変容を図りましょう。
- 6 指導中、熱い思いから言葉遣いがきつくなる（荒くなる）ことがある場合、自分が冷静であったか、感情のみで行動していなかったかを振り返りましょう。また、生徒が当然理解してくれているという考え方は、指導者の奢り（おごり）につながりますので、改めましょう。
- 7 試合や大会で負けると、生徒のミスや欠点ばかりが目につき、すぐに生徒を叱ってしまう指導者が見受けられます。試合後のミーティングでは、勝敗結果に関わらず、まず生徒の良かったところ、練習の成果が見られたところなどを褒めることから始めましょう。その上で課題や反省点についても指摘し、今後の練習に活かしましょう。

- 8 全体的に練習がだらけていたり集中力が欠けたりしていると、事故や怪我につながることは明かです。そこで、ムードを引き締めることは必要ですが、キャプテンなどの個の生徒をターゲットに厳しく指導することは絶対にあってはなりません。全体に指示する中で、その中心となるキャプテンを核としてチーム全体で考え、改善し行動させることが大切です。
- 9 特定の部員を多く指導することがある場合、その必要度を再確認し、他の部員たちも十分にその理由を理解していることを確認しましょう。
- 10 異性の部員を個別指導する際は、他の教職員がいる職員室などで行うようにしましょう。仮に教室等で行う場合には、誤解を招かないように戸や窓を必ず開放しておきましょう。
- 11 異性の部員を指導する際に、競技の特性上、少なからず身体接触が生じてしまう場合もありますが、不必要な接触は避け、対話を通じて生徒本人の気持ちに十分に配慮しましょう。
- 12 各家庭等から金銭（部費等）を徴収する際には、校内規程に則り、依頼文書を作成し、徴収理由や金額の根拠等を明確にし通知しましょう。また、徴収後は適正な領収書を発行してください。
- 13 会計管理は必ず複数の顧問でチェックする体制をとり、銀行口座等で管理し出納簿を作成してください。
- 14 会計報告は、事業等終了後は速やかに文書で実施してください。また、適正な監査の上、定期的（年1～2回）に保護者に報告するようにしましょう。

